

# 電子申請システムにおける給水管（取付・撤去） 工事の申請が便利になります！

## これまでの取り扱い（区部）

- (1) 給水管取付撤去工事申請において、様式279「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」をスキャナー等で読み込み、電子データとして添付により申請
- (2) 「取付撤去工事検査手数料」、「道路占用申請手数料」、「路面復旧費・監督事務費」について、水道局窓口のみの取り扱い



## 令和6年7月から（区部）

- (1) 電子申請システム内で様式279「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」の**作成及び申請が可能となり、電子申請システム上で書類が完結します。**（※1）
- (2) 「取付撤去工事検査手数料」及び「道路占用申請手数料」並びに「路面復旧費・監督事務費」が**請求書（銀行やコンビニエンスストア、電子決済サービス等）によるお支払いに対応します。**（※2、※3）

※1 申請方法につきましては、「指定給水装置工事事業者工事施行要領（令和6年7月）新旧対比表」及び電子申請システムから「指定給水装置工事事業者用マニュアル」をご覧ください。

※2 請求書によるお支払いにつきましては、水道局HP「手続き・料金」→「水道料金・下水道料金のお支払い方法」をご覧ください。

※3 お支払いにつきましては、**窓口払い後に請求書で二重に支払うことのないよう、ご注意ください。**  
**また、電子決済サービスを利用する際において、お支払い後も領収印のない請求書がお客さまのお手元に残りますので、二重に支払うことのないよう、ご注意ください。**

<水道局HPにアクセスします>

申請方法はこちら  
（指定給水装置工事事業者工事施行要領）



請求書による  
支払方法はこちら



電子申請の操作方法や不具合については、下記にお問い合わせください

給水装置電子申請ヘルプデスク  
03-5305-5946（平日8：30～12：00、13：00～17：15）

工事内容の相談等は、所管の給水管工事事務所にご相談ください

